

平成 20 年 4 月 1 日
制定

学校法人東京薬科大学内部監査要領

(趣旨)

第 1 条

この要領は、本学における内部監査を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定める。

(内部監査の目的)

第 2 条

内部監査は、本学の経理全般における会計処理の適否及び業務執行状況の適否等について、公正かつ客観的な立場で調査、検証のうえ、助言、提言を行い、もって大学の発展及び社会からの信頼の保持に資することを目的とする。

(監査の対象)

第 3 条

監査の対象範囲については、次の各号に掲げる内容を含め原則として、本学の全ての業務活動とする。

- (1) 会計監査(大学予算の執行状況の監査(体制の不備の検証も含む。))
- (2) 業務監査(大学諸活動の公正性並びに有効性及び効率性等の評価)
- (3) 公的研究費(公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金)に係る監査

(監査の種類)

第 4 条

監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常監査(あらかじめ定められた監査計画に基づき定期的実施する監査)
- (2) 特別監査(公益通報等により発生した事案に関する監査及び研究費不正使用防止対策推進本部との協議の下に必要と認められた事項に関する監査)

(監査室の設置)

第 5 条

内部監査に関する業務を行うため、理事長直属の監査室を設置する。

2. 理事長は、内部監査室に内部監査担当者 3 名以上 5 名以内を選任する。
3. 内部監査担当者のうち 1 名を内部監査室長とする。
4. 内部監査室長は、内部監査の実施における作業分担の決定、内部監査計画の作成、各部署との調整、監査報告のとりまとめ等を行うものとする。

(特別監査員)

第 6 条

理事長は、監査の実施上特に必要がある場合は、職員以外の者を特別監査員に指名することができる。

(監査計画)

第 7 条

内部監査室長は、毎年度初めに内部監査実施計画書を作成し、理事長の承認を得るものとする。ただし、特別監査についてはこの限りでない。

(監査担当者の権限)

第 8 条

監査担当者は、内部監査を受ける部署及び教職員等(以下「監査対象部署等」という。)に対し、関係書類の提出、事実の説明、その他必要事項の説明を求めることができる。

2. 監査担当者は、必要により学外の関係者に内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

(監査対象部署等の義務)

第 9 条

監査対象部署等は、監査担当者の質問その他の求めを拒否することができない。

2. 監査対象部署等は、監査が円滑かつ効果的に実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査担当者の遵守事項)

第 10 条

監査担当者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査は、すべて事実に基づいて行い、判断及び意見の表明に当たっては、常に公正不偏の態度を保持すること。

- (2) 監査の遂行上知り得た事実を、正当な理由なくして他に漏洩してはならない。
- (3) 監査の実施に当たり、監査対象者及び関係部署の業務に著しい支障を及ぼさないよう配慮すること。

(監査実施の通知)

第 11 条

内部監査室長は、内部監査を実施するに当たっては、監査実施通知書により監査対象部署責任者に通知するものとする。ただし、緊急又は特に必要のある場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査の実施)

第 12 条

監査担当者は、内部監査に当たっては、監事及び公認会計士との連携を図り、監査効率の向上に努めるものとする。

(監査報告)

第 13 条

内部監査室長は、内部監査終了後遅滞なく監査報告書を作成し、理事長に提出する。ただし、内部監査の結果につき緊急を要すると認めた事項については、報告書作成前に口頭で報告をすることができる。

(改善等の指示)

第 14 条

理事長は、前条の監査報告に基づき改善等の措置が必要と判断したときは、監査対象部署等の責任者に対して、業務改善等の措置を求めるものとする。

- 2. 監査対象部署等の責任者は、業務改善等の措置を求められたときは、所定の回答書に記入のうえ、すみやかに内部監査室長を経由して理事長に提出しなければならない。
- 3. 監査担当者は、事実に基づき監査を実施したこと及び監査報告をしたことをもって、不利益な処分や取扱いを受けることはない。

(経過確認)

第 15 条

内部監査室長は、監査対象部署等における前条の回答書に基づく改善措置実施状況について

て、当該部署責任者に報告を求め、必要に応じて実施状況を調査する。

(監事への報告)

第 16 条

内部監査室長は、第 13 条所定の監査報告の内容を定期的に監事に報告する。ただし、緊急を要すると認められた事項については、随時報告を行うものとする。

(補則)

第 17 条

この要領に定めるもののほか、内部監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。